

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

ヤマトグループは、グループ企業理念に基づき、法と社会的規範に則った事業活動を展開するとともに、コンプライアンス経営を推進しております。
また、グループにおける経営資源を有効活用し企業価値の最大化を図ることを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、コーポレート・ガバナンスの取組みとして経営体制の強化に向けた施策を実践しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

ヤマトホールディングスのコーポレート・ガバナンスに対する取組みについては、本報告書のほか、当社策定のコーポレートガバナンス・ガイドライン、株主総会招集通知、有価証券報告書、統合レポート、当社ホームページ等に掲載しておりますので、ご参照ください。
コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

【原則1-4：政策保有株式】

(政策保有に関する方針)

当社は、グループが展開する事業との関係性や収益性、事業機会の創出可能性等について中長期的な視点で総合的に勘案し、保有意義のある株式を保有する方針としております。

毎年、取締役会において、取引実績、時価等を踏まえて、保有に伴う便益やリスク等を定量的、定性的に検証し、保有の継続について判断しており、検証の結果、保有意義が乏しいと判断した株式については、縮減を図っております。

【議決権行使】

当社は、議案ごとに賛否を判断する方針であり、発行会社の企業価値向上およびコンプライアンス体制、当社グループの事業へ不利益を与える可能性等を勘案し、議決権を行使しております。

【原則1-7：関連当事者間の取引】

当社は、役員の競業、自己取引等に関しましては、取締役会規程等により、取締役会決議としております。

また、当社およびグループ会社における主要株主等の関連当事者との取引を行う場合には、社内規程に基づき、決裁者が取引の重要性やその性質に照らし合わせ、株主や会社の利益を害することのないよう確認する体制を整えております。

【原則2-6：企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社における企業年金の積立金の運用は、ヤマトグループ企業年金基金が行っております。

当社は、同基金事務局に専門知識を有する人材を配置するとともに担当者を外部セミナーに派遣する等により資質の向上を図っております。

運用方針は、年金資産管理運用委員会での審議を踏まえ、代議員会で決定しております。年金資産管理運用委員会および代議員会には、適切な資質を有する人材を配置するとともに、受益者代表として労働組合幹部を配置しております。

【原則3-1：情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社では、すべてのステークホルダーを尊重しながら総合的な企業価値を高めることを目的に、経営理念を踏まえた中期経営計画を策定し、ホームページ等でこれを公表しております。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、「社訓」が企業精神の原点であり、それに基づいた「経営理念」を目指すべき姿であると認識し、継続的な企業価値向上を目指しております。

その実現に向けては、お客様、株主、社会、社員すべての満足度の向上を目指すとともに、経営の透明性・公正性・迅速性を確保していくことで、実効的なコーポレート・ガバナンスを追求してまいります。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

1. 【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

会社経営および事業推進に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、また、多面観察評価による人間性に鑑み、当社が抱える課題の本質を把握し、経営体制の強化を図る能力を有する者を選任する方針のもと、社外取締役が半数以上を占める指名報酬委員会にて経営陣幹部の選解任について審議し、指名しております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
「株主総会招集通知」に取締役、監査役の候補者の個々の経歴および選任理由について記載しております。

【補充原則4-1-1：経営陣に対する委任の範囲の決定とその開示】

取締役会は月1回以上開催し、経営管理の基本方針を協議、決定しております。

一方で、執行役員制度を設置しており、経営の意思決定、監督と執行を分離し、経営の効率化と責任の明確化を図っております。取締役会で決定される各執行役員の管掌範囲についてはこれを開示し、社内規程に基づき業務の執行を行っております。

【補充原則4-9：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する方針として、東京証券取引所が示す独立性に関する判断基準を踏まえ、独自の基準を以下のとおり定めております。

なお、当社は社外取締役および社外監査役の全員を同取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

< 独立性判断基準 >

当社における社外取締役または社外監査役が独立性を有すると判断するには、以下各号のいずれかに該当する者であってはならないものとしております。

- ・当社および当社グループ会社（以下、総称して「当社」という）を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）である場合は、その業務執行者
- ・当社の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者
- ・当社から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- ・当社を主要な取引先とするコンサルタント、会計専門家または法律専門家等、専門サービスを提供する法人等の一員
- ・当社の主要な株主、もしくは主要な株主が法人等である場合は、その業務執行者
- ・当社が寄付を行っている先またはその業務執行者
- ・現在または過去において当社またはその子会社の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員または使用人であった者
- ・当社の取締役、監査役、執行役員または使用人の近親者
- ・上記のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者

【補充原則4-11-1：取締役会全体としての知識等のバランス、多様性・規模に関する考え方】

当社の取締役会は、取締役および監査役をもって構成され、取締役の員数は12名以下、監査役は5名以下としております。当社グループの事業に関する深い知見を備える取締役や、独立した客観的立場から監督を行う社外取締役等、専門知識や経験、ジェンダー、国際性等のバックグラウンドが異なる多様な役員で構成するものとしております。

取締役の選任については、社外取締役が半数以上を占め、かつ社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会において、業績および人間性等の多面評価に基づいて審議を行い、取締役会において決定しております。

【補充原則4-11-2：社外役員の兼任状況】

社外取締役および社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等において、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3：取締役会の実効性についての分析・評価】

当社では、取締役会の実効性を検証すべく、全取締役および全監査役に対して取締役会の構成や運営状況に関するアンケートを毎年実施し、その結果に基づき取締役会の運営状況、審議状況等の実効性について評価を行っております。また、2020年3月期においては、実効性評価をより有用なものにすべく、アンケートに加え議長（取締役会長）によるインタビューを実施いたしました。

2020年3月期の実効性評価においては、取締役会の構成、運営状況や審議状況は取締役会が監督機能を果たす体制としては概ね適切であり、また取締役会において出席者が積極的に発言し、闊達な議論が行われる風土が定着しているとの評価が得られました。

これらを踏まえ、取締役会は当社のコーポレートガバナンスの基本方針である「経営の健全性の確保」および「迅速かつ適正な意思決定と事業遂行の実現」に資する実効性を発揮できていると確認しております。

なお、2020年1月に発表した経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」については、その策定段階において、取締役会として積極的な意見交換を実施し、本プランの実効性を担保すべく十分に議論いたしました。2021年4月を予定している組織再編の遂行を含め、本プランの進捗について定期的にモニタリングを進めてまいります。

今後につきましては、ヤマトグループ全体の経営の健全性を高めるため、コーポレートガバナンスの更なる強化とともに、経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」で掲げる成長戦略の実行に向け、取締役会の実効性の維持・向上に継続的に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2：取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役が、それぞれの役割や責務を果たす上で必要な法令や財務、当社グループを取り巻く経営環境や新たな技術などの知識習得・向上の機会を計画的かつ定期的に確保しております。

また、事業責任者が一堂に会する戦略会議および社外有識者との会議での活発な議論や事業現場視察などにより、当社グループの経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるための機会を確保しております。

【補充原則5-1：株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家との建設的な対話を通じた継続的かつ中長期的な企業価値の向上を図るため、社長をはじめとする経営陣幹部による対話等を推進しております。

基本方針については、当社策定のコーポレートガバナンス・ガイドラインに掲載し、開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	46,476,300	12.51
ヤマトグループ社員持株会	23,784,672	6.40

株式会社日本カストディ銀行(信託口)	21,904,900	5.90
明治安田生命保険相互会社	14,814,860	3.99
日本生命保険相互会社	14,770,653	3.98
株式会社みずほ銀行	10,247,442	2.76
ヤマトグループ取引先持株会	8,409,569	2.26
トヨタ自動車株式会社	5,748,133	1.55
損害保険ジャパン株式会社	5,133,900	1.38
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,800,220	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

お客様、社会のニーズに正面から向き合う経営をさらに強化するため、顧客セグメント単位の全体最適な組織に変革し、経営のスピードをより速めるべくグループ経営体制を刷新しました。2021年4月より、連結子会社のヤマト運輸株式会社とグループ7社を統合し、純粋持株会社の当社のもと、リテール事業本部を統括するリテール部門、法人事業本部・グローバルSCM事業本部・EC事業本部を統括する法人部門、機能本部およびコーポレート部門からなるグループ経営体制を始動させました。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森 正勝	他の会社の出身者											
得能 摩利子	他の会社の出身者											
小林 洋一	他の会社の出身者											
菅田 史朗	他の会社の出身者											
久我 宣之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

森 正勝	○	——	当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。 森正勝氏は、経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、選任しております。 独立役員の指定理由 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。
得能 摩利子	○	——	当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。 得能摩利子氏は、経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、選任しております。 独立役員の指定理由 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。
小林 洋一	○	——	当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。 小林洋一氏は、経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、選任しております。 独立役員の指定理由 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。
菅田 史朗	○	——	当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外取締役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。 菅田史朗氏は、経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、選任しております。 独立役員の指定理由 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下 隆	○	——	当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外監査役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。 山下隆氏は、公認会計士としての財務および会計に関する専門的知識を当社の監査体制に活かしていただくため、選任しております。 独立役員の指定理由 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。
松田 隆次	○	——	当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外監査役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。 松田隆次氏は、弁護士の資格を有するとともに、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、それらの高度な専門的知識を当社の監査体制に活かしていただくため、選任しております。 独立役員の指定理由 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。
下山 善秀	○	——	当社は、独立した立場で経営全般に対し助言をいただくため、当社と利害関係のない独立性の高い社外監査役を選任することは、公正かつ透明性のある経営を行ううえで重要と考えます。 下山善秀氏は、他社における取締役および社外監査役の経験を当社の監査体制に活かしていただくため、選任しております。 独立役員の指定理由 上記理由に加え、上場管理等に関するガイドラインに規定する独立性基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適任と考え、指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

8 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の全員を独立役員として指定し、届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬に係る指標については、会社業績との連動性を高め、かつ透明性および客観性を高めるために「営業利益」を適用しております。また、監査役および社外役員の報酬は、その機能の性格から基本報酬のみとしております。

業績連動報酬の算定方法は、「第156期定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

<https://www.yamato-hd.co.jp/investors/stock/meeting/>

なお、当社役員の業績達成および中長期的な企業価値創造と持続的な成長への動機付けをさらに強め、かつ優秀な人材の獲得・定着が可能となる競争力のある報酬水準とするため、役員報酬制度を改定いたしました。

2022年3月期より、取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）、短期業績連動報酬（変動報酬）、中長期業績連動報酬（変動報酬）で構成します。なお、社外取締役は基本報酬（固定報酬）のみとなります。

また、2020年6月23日の株主総会において決議されました取締役に対する業績連動型株式報酬制度における中長期業績連動報酬（株式報酬）の支給については、2022年3月期における業績指標を基に算出し、支給については2022年6月のポイント付与となります（1ポイント＝1株）。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の考えに基づき決定しております。

○競争力のある水準であること

・役割と責任および業績に報いるものとし、優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする

○企業価値・株主価値向上を重視した報酬制度であること

・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする

・中長期の企業価値と連動し、株主との利害の共有を促す報酬構成とする

○公平・公正な報酬制度であること

・報酬の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものとする

2. 全体構成

取締役の報酬は、外部水準等を考慮した基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬（変動報酬）で構成しております。また、監査役および社外役員の報酬は、その機能の性格から基本報酬のみとしております。

3. 基本報酬（固定報酬）の決定方針

職責に基づき、外部水準等を考慮し、役位別に決定しております。

4. 業績連動報酬（変動報酬）の決定方針

業績連動報酬に係る指標については、会社業績との連動性を高め、かつ透明性および客観性を高めるために「営業利益」を適用しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の種類毎の割合の決定方針

各報酬の構成割合は、外部水準を考慮の上、業績達成および中長期的な企業価値創造と持続的な成長への動機付けをさらに強めることができ、かつ優秀な人材の獲得・定着が可能となる競争力のある報酬水準とするため、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としておりま

す。

6. 交付の時期又は条件に関する事項

基本報酬(固定報酬)および短期業績連動報酬(変動報酬)については、年額を12等分し、月例で金銭にて支払います。

7. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会にて決議をしております決定方針に基づき、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うために、代表取締役社長長尾 裕に対して、取締役の個人別の基本報酬(固定報酬)、短期業績連動報酬(変動報酬)の額の決定を委任(再一任)することとしておりますが、客観性および透明性を確保するため、代表取締役社長は、社外取締役が半数以上を占め、かつ委員長を社外取締役が務めている指名報酬委員会において、あらかじめ取締役の個人別の各報酬等の額および算定内容の審議を受け、その答申を踏まえて、取締役の個人別の各報酬等の額を決定しております。

8. 役員報酬制度の改定について

当社は役員報酬制度に関する課題を抽出し、指名報酬委員会への答申を踏まえつつ、あるべき役員報酬制度について議論を重ねました。その上で、当社役員の業績達成および中長期的な企業価値創造と持続的な成長への動機付けをさらに強め、かつ優秀な人材の獲得・定着が可能となる競争力のある報酬水準とするため、役員報酬制度を改定いたしました。

2022年3月期より、取締役の報酬は、基本報酬(固定報酬)、短期業績連動報酬(変動報酬)、中長期業績連動報酬(変動報酬)で構成します。なお、社外取締役は基本報酬(固定報酬)のみとなります。

また、2020年6月23日の株主総会において決議されました取締役に対する業績連動型株式報酬制度における中長期業績連動報酬(株式報酬)の支給については、2022年3月期における業績指標を基に算出し、支給については2022年6月のポイント付与となります(1ポイント=1株)。

9. その他

金銭報酬における一定割合について役員持株会を通じて自社株式取得に充当するものとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の指名報酬委員会運営にあたり、当社人事戦略担当部署がサポートしております。

社外監査役に対しましては、当社監査担当部署がサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
瀬戸 薫	特別顧問	社会貢献的な活動の実施、会社が承認する業界団体や公的団体の役員ならびに他の会社における社外取締役等に従事 【主な他の会社の社外役員等】 リコーリース株式会社 社外取締役 日本電気株式会社 社外取締役	【勤務形態】 非常勤 【報酬有無】 あり	2011/3/31	1年更新
木川 眞	特別顧問	社会貢献的な活動の実施、会社が承認する業界団体や公的団体の役員ならびに他の会社における社外取締役等に従事 【主な他の会社の社外役員等】 一般社団法人ヤマトグループ総合研究所 理事長 株式会社小松製作所 社外取締役 株式会社セブン銀行 社外取締役 沖電気工業株式会社 社外取締役	【勤務形態】 非常勤 【報酬有無】 あり	2015/3/31	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2 名

その他の事項

■当社の代表取締役社長経験者等が、社会貢献活動の実施、業界団体や公的な団体の役員、他の企業の社外取締役等に就任する等の目的で特別顧問となる場合があります。

■特別顧問に関する制度を規程として制定し、特別顧問の選退任、報酬、その他処遇等に関しては、指名報酬委員会にて決定しております。

■特別顧問は経営の監督、業務の執行等の意思決定には一切関与しておりません。従いまして、ガバナンス上の問題はないと判断しております。

■当社の代表取締役社長経験者等の知見を産業界、福祉領域へと活かすことは社会貢献につながると考え、特別顧問制度を継続していきます。なお、2018年6月28日に、相談役制度は廃止しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のガバナンス体制の概要

当社は、社外取締役5名を含む9名で構成する取締役会と、社外監査役3名を含む5名で構成する監査役会を設置し、業務執行に対する監督機能を強化しております。また、経営会議、業務執行会議を設置し、重要事項の意思決定を迅速かつ的確に行える経営体制としております。加えて、社外取締役を中心とした指名報酬委員会において、取締役候補者の選任や取締役が受ける報酬に関する議案などを審議し、妥当性を検証することにより、経営の透明性を高めております。

監査役につきましては、事後監査のみならず予防監査を強化するためには、監査役の常勤制が不可避であると考え、監査役会において常勤監査役を2名選定し、取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役の職務執行を監査しております。

(2) 監査役の機能強化に向けた取組み状況

当社は、利害関係のない独立性の高い社外監査役を3名選任しており、3名はいずれも財務・会計に関する知見を有しております。また、監査役を補助するスタッフを1名配置することにより、監査役の監査業務が円滑に遂行できる体制とし、監査役の機能強化に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2.に記載のとおり、当社の取締役会および監査役会は十分機能を果たしており、現状のガバナンス体制は当社にとり最適であると考え、採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則、3週間以上前に発送しております。 なお、2020年6月開催の第155期定時株主総会においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて決算手続きを遅らせたことにより、招集通知は総会開催日の20日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2006年より集中日を極力避けた開催をしております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンとスマートフォンを利用した議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームの利用による議決権行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会など定期的に実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に北米、欧州、アジアの海外投資家を訪問し経営方針を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明資料等の決算情報、株主総会招集通知、決議通知および議決権行使結果、統合レポート等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR戦略担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ企業理念の企業姿勢のなかで、「ヤマトグループは、あらゆる事業活動において人権を尊重するとともに、すべてのステークホルダーとの積極的なコミュニケーションを通じて、共存共栄を実現します。」と規定し、ホームページに掲載しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	2020年1月、中長期の経営のグランドデザインとして策定した経営構造改革プラン「YAMATO NEXT100」に基づき、「サステナビリティの取組み～環境と社会を組み込んだ経営～」を推進しております。 本プランでは、持続可能な未来を切り拓く将来の姿として、環境ビジョン「つなぐ、未来を届ける、グリーン物流」、社会ビジョン「共創による、フェアで、“誰一人取り残さない”社会の実現への貢献」の2つのビジョンを掲げるとともに、重要課題(マテリアリティ)として環境分野では「エネルギー・気候」「大気」「資源循環・廃棄物」「社会と企業のレジリエンス」、社会分野では「労働」「人権・ダイバーシティ」「安全・安心」「データ活用・セキュリティ」「サプライチェーンマネジメント」「地域コミュニティ」を特定しました。 今後、重要課題(マテリアリティ)に基づいた目標や実施計画を策定するとともに、それらの計画を着実に進めていくことで、企業価値の向上と持続可能な社会の発展を目指してまいります。 具体的なCSRに関する取組みやESGデータについては、当社ホームページに掲載しております。 ・CSR情報：https://www.yamato-hd.co.jp/csr/ ・ESGデータ：https://www.yamato-hd.co.jp/csr/esg/performance.html ・統合レポート：https://www.yamato-hd.co.jp/investors/library/annualreport/index.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループ企業理念の企業姿勢のなかで、「ヤマトグループは、社会から信頼される企業をめざし、会社資産の管理・保護を徹底するとともに、会社情報を適切かつ公平に開示します。」と規定し、ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、下記のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

i. 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

イ) 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに当社およびグループ各社の業務の適正を確保するため、当社は、「グループ企業理念」を制定し「コンプライアンス宣言」を行う。当社の代表取締役は、これを当社およびグループ各社の取締役等に周知徹底するとともに、取締役は、これに基づき業務を執行する。

ロ) 上記の徹底をはかるため、当社は、グループ全体のコンプライアンスの統括を担当する執行役員を委員長とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス、リスク管理の取り組みを横断的に統括する。委員長は、当社およびグループ各社の状況を把握し、当社の取締役会に報告する。

ハ) 当社は、当社およびグループ各社の取締役のコンプライアンス違反行為について社員が直接情報提供を行えるよう、グループ内部通報制度を整備する。

ニ) 当社は、「グループ企業理念」の「企業姿勢」において、反社会的勢力との関係は一切もたないことを宣言し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社のCSR担当部門に配置する。CSR担当部門は、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応をはかり、反社会的勢力による経営への関与防止および被害防止に努める。

ii. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役は、組織規程および文書管理基本規程において文書の保存年限、責任部門を規定し、取締役の職務の執行に係る重要書類および各種会議等の議事録を作成のうえ保存、管理する。

iii. 当社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 当社は、グループ全体のリスク管理の統括を担当する執行役員（コンプライアンス統括担当執行役員と兼務）を配置し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社のCSR担当部門に配置する。

ロ) 当社は、グループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理基本規程」を策定し、グループ各社においても当該基本規程に基づく「リスク管理基本規程」を策定する。

ハ) グループ各事業の中核となる事業フォーメーション代表会社および会社法上の大会社は、リスク管理担当部門を設置し、その責任者を配置する。当社のCSR担当部門がこれを統括し、グループ各社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

ニ) 当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ各社におけるリスク管理の実施状況・有効性の監査を行う。

iv. 当社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 当社は、執行役員制度を導入し経営の意思決定、監督と執行を分離することにより、経営の効率化と責任の明確化をはかる。

ロ) 当社は、取締役会を月1回以上開催する他、取締役会で審議する重要な事項は常勤取締役、執行役員、常勤監査役で構成される経営会議で議論、検討を行う。

ハ) 当社の取締役会および経営会議ならびにグループ各社の取締役会における決議に基づく業務執行について、当社は、その執行手続および責任者を組織規程において定める。

v. 当社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ) 当社およびグループ各社におけるコンプライアンス経営を実践するため、当社およびグループ各社は、「企業姿勢」「社員行動指針」を社員全員の行動規範として策定し、その文書の配布と教育を実施する。

ロ) グループ各事業の中核となる事業フォーメーション代表会社および会社法上の大会社は、コンプライアンス推進担当部門を設置し、その責任者を配置する。当社のCSR担当部門がこれを統括し、グループにおけるコンプライアンス推進状況を適時に把握、管理する。

ハ) 当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ各社におけるコンプライアンスの実施状況・有効性の監査を行う。

ニ) 当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」を定期的に開催することにより、当社およびグループ各社において法令遵守を実現するための具体的な計画を策定のうえ推進し、その状況把握を行う。

ホ) 当社は、グループ内部通報制度を設置し、コンプライアンス違反行為を通報しやすい環境を整備する。

vi. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 当社およびグループ各社における業務の適正を確保するため、当社は、「グループ企業理念」を制定する。当社およびグループ各社は、これに基づき諸規程を策定し、業務を執行する。

ロ) 当社は、グループ全体の経営の基本戦略を担当する執行役員を配置し、担当業務を行う人員を当社およびグループ各社の経営戦略担当部門に配置する。

ハ) 当社は、グループ各社の経営管理について、純粋持株会社としての当社がグループ各社に対して行う業務を定めた経営管理契約に基づき執行する。

ニ) グループ各社は、当社が策定する関係会社管理規程に基づき、業務執行上重要な事項は当社の取締役会または経営会議において事前承認を得た上で執行するとともに、発生した経営上重要な事実については当社関連部門に報告するものとする。

vii. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査部門は、監査役職務を補助する業務を担当し、監査役会と協議のうえ必要と認めた人員を配置する。

viii. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人は執行に係る職務との兼務はできないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、当社の監査役会の事前の同意を得るものとする。

ix. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ) 当社の取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役、監査役等および使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え次の事項を遅滞なく報告する。

・取締役および使用人による重大な法令違反、定款違反および不正の事実

・内部通報により知り得た重要な事実

・その他当社およびグループ各社に重要な損失を与える恐れがある事実

ロ) 当社およびグループ各社は、当社およびグループ各社の監査役に対して報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

Ⅹ. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査費用の処理に関する規程を策定し、監査費用の支弁のため一定額の予算を確保する。

Ⅺ. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 当社の監査役は、取締役会の他、経営会議、業務執行会議その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するとともに、必要な意見を述べることができる。

ロ) 当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設ける。

ハ) 当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査実施状況および結果を、当社の監査役に随時報告し、効果的な監査のための連携をはかる。

ニ) 当社およびグループ各社の監査役は、グループ監査役連絡会において、グループ各社間の情報交換や連携をはかる。

ホ) 当社は、当社の内部監査部門に監査役会およびグループ監査役連絡会の事務局を設置し、当社およびグループ各社の監査役の監査について円滑な遂行をはかる。

ヘ) 当社は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに情報交換し、効果的な監査のために連携をはかる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社企業グループは、社会から広く信頼される企業グループであるために、「グループ企業理念」の「企業姿勢」において、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係遮断を徹底することを宣言し、かねてよりグループ内に専門部署を設置しております。また、この専門部署は、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図り、反社会的勢力による経営への関与防止および被害防止に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る企業姿勢

当社企業グループは、「グループ企業理念」を制定し、さまざまなステークホルダーの皆様に対し社会的責任を有していることを認識し、適時適切な情報開示に努めております。

2. 情報の集約

当社では、グループ会社のすべてにおける決定事実および発生事実に関する情報については広報担当部門が、決算に関する情報については財務・IR担当部門が、それぞれ情報管理責任部門として情報を集約しております。

3. 情報の適時適切な開示

当社では、有価証券上場規程が定める開示基準に該当する会社情報は、原則として取締役会の承認をもって情報開示をしております。ただし、緊急を要する場合には、代表取締役の判断によって情報開示がなされます。情報開示にあたっては、決定事実および発生事実に関しては広報担当部門が、決算情報に関しては財務・IR担当部門が開示を行っております。

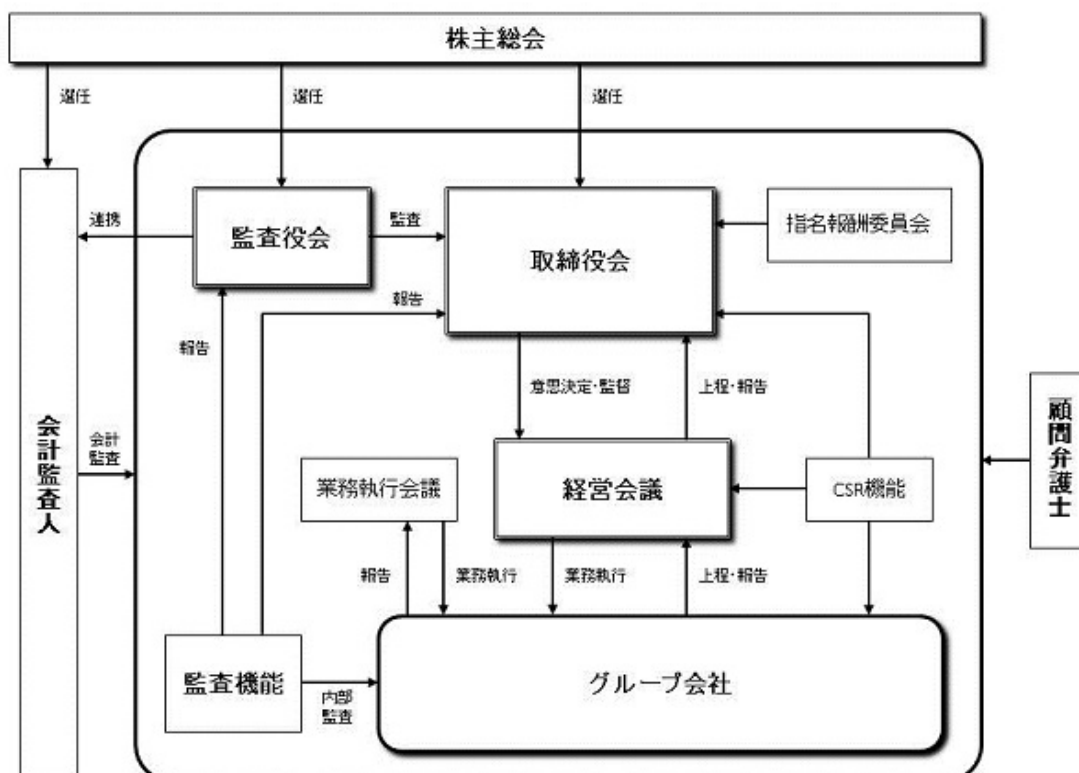
4. 社内体制のチェック機能

(1) 内部監査機能

当社では、監査担当部門およびグループ会社の内部監査部門を通じ、内部管理体制の適切性や有効性を検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関し提言するとともに、その検証結果について代表取締役役に報告する体制を構築しております。

(2) コンプライアンス・リスク委員会

当社企業グループは、コンプライアンスを事業経営における最重要課題のひとつとして位置づけしており、コンプライアンスが実践されているかを調査するために、コンプライアンス・リスク委員会およびCSR担当部門を設置しております。当委員会は、是正事項が発生した場合には、当該部門の責任者に対して指導・勧告を行うとともに、その調査結果を代表取締役役まで随時報告する体制を構築しております。



情報開示体制

